

第 2 2 期 第 3 9 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 1 1 月 2 8 日（木）午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザ アラスカ 2 階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	富 田 由 廣
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	二本柳 勝
	〃	東 田 義 廣
	〃	松 下 誠四郎
	〃	田 高 利 美
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	総括主幹	長 根 幸 人
	栽培・資源管理グループ 総括主幹	白 板 孝 朗
	技師	澤 田 篤
	三八地方水産事務所 所長	蝦 名 浩
事 務 局	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更に
ついて（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：特定水産資源(まあじ及びまいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群)に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能
量の設定について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第22期第39回青森県東部海区
漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第22期第39回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の
中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報
告事項1件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいた
だきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただい
ておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立し
ております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思い
ますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、富田委員と南谷委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第1号につきまして御説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号につきまして、県の方から補足説明させていただきます。

お手元の資料の方の1枚めくっていただきまして、2ページ目を御覧いただければと思います。

いつものように漁業魚種、それから、漁業を営む者の資格、そして許可又は起業の認可をすべき漁業者の数等について説明させていただきます。

最初の2ページ目でございますけれども、最初はどうにびき網漁業ということでございます。

漁業を営む者の資格は、東共第29号共同漁業権の行使権者ということで、野牛漁協の組合員ということになっております。

許可すべき漁業者の数は、17隻となっております。

以上が2ページ目ですけれども。

続きまして、3ページ目に参ります。

こちらは、ばばがれい固定式刺し網漁業でございます。

上段の方が、白糠漁協の組合員ということで5隻

下段の方が、小田野沢漁協の組合ということで2隻となっております。

こちらが3ページ目でございます。

続いて、4ページ目に続きます。

こちらと同じく、ばばがれい固定式刺し網漁業でございますけれども、こちらは、泊漁協ということで12隻となっております。

続いて、5ページ目の方に参ります。

5ページ目は、こちらは、たら固定式刺し網漁業でございます。

漁業を営む者の資格及び許可すべき船舶数は、上段の方が、階上漁協の組合員で3隻

そして、下段の方が、八戸みなと漁協の組合員で1隻となっております。

こちらが5ページですけれども。

続いて、開いていただいて6ページ目を御覧いただければと思います。

6ページ目から9ページ目にかけてでございますけれども、内容は、小型いか釣り漁業のやりいかでございます。

6ページ目としましては、2段に分かれていますけれども、上段は、こちらは中泊町に住所を有する者ということで、小泊漁協、下前漁協の組合員で40隻となっております。

下段の方は、三厩漁協の組合員で4隻となっております。

続いて、7ページ目の方に移りますけれども。こちらは、3段に分かれておりまして、一番上の上段の方は、奥戸漁協で10隻

中段が大間漁協で14隻

下段が風間浦漁協の蛇浦支所で1隻となっております。

めくっていただきまして、8ページ目の方を御覧いただきますと、こちら3段に分かれておりまして、上段の方は、こちらと同じく風間浦漁協の易国間の、こちらは本所の方として1隻

中段の方が、風間浦漁協の下風呂支所で8隻でございます。

下段の方は、こちらは野牛漁協の20隻となっております。

9ページ目の方に続きますけれども、こちらは、上段が尻屋漁協で15隻

中段が、こちらが白糠漁協で19隻

一番下の下段が、泊漁協で36隻となっております。

以上が、小型いか釣り漁業 やりいかの概要でございます。

そして、最後の10ページ目の方を御覧いただければと思います。

こちらの方は、4段に分かれていますけども、

上段の方が、うに・ほや潜水器漁業

そして2段目が、あわび潜水器漁業

3段目が、なまこ潜水器漁業でございます。

こちらの3つの魚種につきましては、いずれも東共第23号の共同漁業権の区域ということで、猿ヶ森漁協で各1人となっております。

最後、一番下の4段目なんですけども。こちらの方は、なまこ潜水器漁業で、東共第41号共同漁業権の漁場の区域ということで、こちらは、風間浦漁協の蛇浦支所で1人となっております。

県の方からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第2号につきまして、事務局から説明いたします。

議案第2号 資料1を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文の主要部分のみ読み上げます。

諮問書

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、諮問書にあったとおり、漁業法に基づく規定により、今回の諮問となったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、白板総括主幹。

水産振興課 白板総括主幹

水産振興課栽培資源管理グループ 白板です。

私の方から、補足の説明をさせていただきます。

議案第2号の資料2を御覧ください。

こちらは、県方針の新旧対照表となっております。下線部が変更となっている部分です。

詳細につきましては、資料3の方で説明させていただきたいと思います。

資料3の3ページ、下の方を御覧ください。

第8 県の記載の変更について、第8の部分について、説明させていただきます。

漁業法が改正されたことによりまして、資源管理に関する基本的な事項は、国の資源管理基本方針、以降「基本方針」と呼びますが、この基本方針と都道府県資源管理方針に定めることとなり、漁業者の自主的な取組を定めていました「資源管理計画」につきましては、「資源管理協定」に移行しております。

また、県方針におけます別紙については、特定水産資源については別紙１、特定水産資源以外の水産資源については別紙２、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、漁業法第１１条第２項第２号の資源管理目標を定めるにあたって必要な資源評価が行われていない水産資源につきましては、別紙３に定めることとなっています。

今般、本県において漁獲される、「かたくちいわし太平洋系群」につきましては、令和７年１月より特定水産資源に指定され、ＴＡＣ管理のステップ１を開始することとなっております。

そのため、別紙１－１０、まだら北海道太平洋の後に別紙１－１１として、４ページのところに赤字で示しておりますとおり、かたくちいわし太平洋系群を追加するものでございます。

続いて１５ページの方を御覧ください。

１５ページ、赤字で示しておりますとおり、別紙１－１１として、かたくちいわし太平洋系群の文言が追加されております。記載内容につきましては、基本方針及び水産庁長官通知である知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取り扱いにおけるステップアップ管理対象資源の記載例に合わせて作成してございます。

以上が県の方針、県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

御異議なしと認めます。

それでは、議案第２号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することになります。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「特定水産資源（まあじ及びまいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群）に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第3号について説明いたします。

議案第3号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文となっております。

件名及び本文主要部分のみ読みあげさせていただきます。

諮問書

特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和6年11月7日付け6水管第2325号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

となっております。

これは、諮問文にあったとおり、漁業法に基づく規定により、今回、諮問となったもので、詳細につきましては、この後、県から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、白板総括主幹。

水産振興課 白板総括主幹

県の方から補足説明をさせていただきます。

資料の3ページ、4ページ、御覧ください。

3ページの方には、令和6年11月7日付けで農林水産大臣から本県に該当するものとして、まあじ、まいわし太平洋系群。

4ページの方に移りまして、かたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度における都道府県漁獲可能量の当初配分が通知されております。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に則して定めることとなっており、同条第2項の規定により知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければいけないということになっておりますので、貴委員会に諮問するものです。

2ページ目の方を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案でございます。

まあじ及びまいわし太平洋系群については、こちらの当初配分については、現行水準となっております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものとなります。

3ページ目にある国からの通知では、目安の数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令等がかかるものではございませんが、県から助言・指導等を行う場合がありますので、その点につきましては、御理解いただきたいと思います。

かたくちいわしの太平洋系群につきましては、令和7管理年度から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとされました。その当初配分については、漁獲可能量の総量の内数というふうになってございます。

これは、TAC管理のステップ1の段階においては、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量の総量の中で管理するということになります。

TAC管理のステップアップの考え方については、資料の方の5ページ目を御覧ください。

下の方の図になります。

TAC管理のステップ1、一番下のところですが、ステップ1におきましては、TAC報告の義務化、TAC報告状況の確認、情報収集体制の確立、魚種ごとの課題に対する取組の実施が目的とされております。

ステップ1においても、採捕停止命令等がかかるものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第3号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項の「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の概要について」を事務局から説明を願います。

傳法技師

はい、会長。

会 長

はい、傳法技師。

傳法技師

事務局の傳法です。

令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会第59回東日本ブロック会議の概要について、事務局から簡単に説明させていただきます。

東日本ブロック会議については、令和6年10月31日 木曜日に愛知県名古屋市にあるKKRホテル名古屋で開催され、松本会長、中居委員、私の3名が出席しまし

た。

会議の概要については、まず、令和6年全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動の結果について、全漁調連事務局から報告がありました。

次に令和7年度の要望事項については、青森県を含め各県から提案理由、要旨等を説明された後に全県、令和7年度の要望事項として採択されました。

来年度の開催地については、三重県で決定されました。

ブロックの照会事項については、特にありませんでした。

最後に講演として、水産庁資源管理部管理調整課 土方課長補佐から、「海区漁業調整委員会の権限と役割」について講演がありました。

説明は以上です。

会 長

これに対して、御質問等はありませんですか。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

先ほど、事務局から報告がありましたが、私も出席をさせていただきました。

それでも、要望書に対して御承認をしてもらって、会長、副会長が、今度、来年、担当課、役所に陳情、要望に陳情に行くということでもありますので、私の方から特に他のことはありませんので。

そして、中居先生の方から、もし何かコメントがあったらお願いいたします。

中居委員

これについては、特段ありません。

二日目に水族館で講演を聴きました。水産試験場の方の講演だったんですけど、貧栄養化とアサリ漁業に関する対応策を紹介しました。

1つだけ、私、面白いと思ったのは、環境行政との折り合いをつけながら漁場の再生活動やっているという点です。今まで、あまりそういう事例というのは無かったんですけども。そこまで少し進んできているんだというのが、私の印象でした。

それだけです。

会 長

質問、ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問もないようですので、それでは、本日予定していた議事を終了し、これをもちまして、第２２期第３９回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後１時５０分